

福岡県公報

平成三十一年三月八日
第四千七十四号
増刊
①

目次

選挙管理委員会（第四十三号）

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

（市町村支援課）……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十三号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院（小倉北区）の表中

医療法人社団天翠会松井病院

〃

〃

黄金二丁目九番十四号

を

小倉さふね病院

〃

〃

貴船町三十三

に改める。

一 病院（朝倉郡）の表中

介護老人保健施設ふじ

〃

〃

山隈八四二一

を

介護老人保健施設ふじ

〃

〃

山隈八四二一

に改める。

朝倉記念病院

〃

〃

大久保五〇〇